

神奈川県立高浜高等学校学則（抜粋）

第1章 総則

第1条 この学校は、神奈川県立高浜高等学校と称する。

（目的）

第2条 この学校は、全日制の課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを、単位制による定時制の課程においては、中学校における教育の基礎の上に、一人ひとりの個性の伸長と進路実現の推進を図り、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

（位置）

第3条 この学校の位置は、神奈川県平塚市高浜台8番1号とする。

（課程、学科等）

第4条 この学校の課程及び学科は、全日制の課程・普通科、単位制による定時制の課程・普通科とする。

2 前項に規定する単位制による定時制の課程とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程をいう。

（定員）

第5条 生徒の定員は、別に定めるところによる。

（修業年限等）

第6条 この学校の全日制の課程の修業年限は、3年とし、単位制による定時制の課程の修業年限は、3年又は4年とする。

2 生徒がこの学校に在学することができる年数は、全日制の課程にあっては6年、単位制による定時制の課程にあっては8年とする。ただし、校長が6年又は8年を超えて在学することについて特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

第2章 学年、学期、休業日等

（学年）

第7条 この学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第8条 この学校の全日制の課程の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

2 この学校の単位制による定時制の課程の学期は、次のとおりとする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 この学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第3号に該当するものを除く。次号において同じ。）

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始，夏季，冬季，学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日

(4) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日（前3号に該当するものを除く。）

2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第7条に定める学年で通算して60日以内とする。

(振替授業)

第10条 校長は、学校行事としての運動会，文化祭等恒例の行事を行う場合その他教育の実施上特別の事情がある場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

(休業日の授業)

第11条 校長は、校外における実習や特定の期間に行う選択制の授業等教育の実施上特に必要と認める場合は、休業日に授業を行うことがある。

(臨時休業)

第12条 校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合又は教育の実施上特に必要と認める場合は、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程，教科書等

(教育課程)

第13条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等)

第14条 (略) 2 (略)

第4章 修了，単位の修得，卒業等の認定等

(修了等の認定等)

第 15 条 校長は、全日制の課程の各学年の課程の修了又は卒業の認定を行うに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行う。

2・3 (略)

校長は、単位制による定時制の課程において必要と認めるときは、学期の区分に応じ、各教科に属する科目の履修、単位の修得又は卒業の認定を行うことがある。

(卒業の認定及び卒業証書の授与)

第 16 条 校長は、全日制のすべての課程を修了した生徒に対し、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 (略)

(過去に在学した高等学校において修得した単位)

第 17 条 (略)

(他の高等学校等での科目の履修)

第 18 条 校長は、この学校の生徒が他の高等学校等の教科に属する科目を修得し、当該他の高等学校等の校長がその単位の修得を認定したときは、認定を受けた当該単位を生徒の卒業に必要とされる単位の数のうちに加えることがある。

(他の高等学校等の生徒の科目の履修)

第 19 条 (略) 2 (略)

(卒業認定等の基準)

第 20 条 前 5 条に規定する修了、単位の修得、卒業の認定等に関する基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留め置き)

第 21 条 校長は、全日制の課程に在学する生徒で当該学年の所定の教育課程を修了することができなかつた生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

第 5 章 入学、転学、転籍、留学、休学、退学等

(入学資格)

第 22 条 (略)

(編入学資格等)

第 23 条 (略) 2・3 (略)

(入学の志願)

第 24 条 (略)

(入学者の選抜)

第 25 条 (略) 2 (略)

(入学の許可及び手続)

第 26 条 (略) 2 (略)

(転学)

第 27 条 (略) 2・3・4 (略)

第 28 条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転籍)

第 29 条 校長は、この学校の全日制の課程及び単位制による定時制の課程相互の間において転籍を志望する生徒があるときは、転籍させることがある。

(留学)

第 30 条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

(休学及び退学)

第 31 条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学又は退学しようとするときは、保護者等は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

3 校長は、生徒のうちに休養又は療養の必要があると認める者があるときは、休学を命ずることがある。

(復学及び再入学)

第 32 条 休学中の生徒が休学期間の満了前に復学しようとするときは、保護者等は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を得なければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠席)

第 33 条 生徒が傷病その他やむを得ない理由により長期にわたり欠席をしようとするときは、保護者等は、欠席届を校長に提出しなければならない。

(出席停止)

第 34 条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるときは、その者に対し出席を停止させることがある。

(忌引)

第 35 条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

2 忌引の期間は、校長が別に定めるところによる。

(氏名又は住所の変更)

第 36 条 生徒は、氏名又は住所の変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者等の変更又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

第 6 章 賞 罰

(表彰)

第 37 条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第 38 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 7 章 授業料等

(授業料等)

第 39 条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和 33 年神奈川県条例第 3 号）の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

第 8 章 職員組織

(職員組織)

第 40 条 (略)

附 則

Ⅰ この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(中略)

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。